

河川に当てはめる生活環境の保全に関する

水質環境基準の水域類型の見直し

(都川及び葭川)【案】

河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し（都川及び葭川）【案】

1 見直し対象水域

都川及び葭川

2 水域類型の指定

（1）都川

生活環境の保全に関する環境基準の類型は次により、現行の「E類型」を「A類型」とする。

- ・BOD環境基準達成状況において、「A類型」の環境基準値を5年以上連続して達成しており、当初指定した類型と比べて、水質汚濁の状況に変化が生じている。

（2）葭川

生活環境の保全に関する環境基準の類型は次により、現行の「E類型」を「B類型」とする。

- ・BOD環境基準達成状況において、「B類型」の環境基準値を5年以上連続して達成しており、当初指定した類型と比べて、水質汚濁の状況に変化が生じている。

3 達成期間

達成期間については、次により都川及び葭川を「イ 直ちに達成」とする。

- ・既に見直し後の水域類型の基準値を満足しているため、達成期間を「イ 直ちに達成」とする。

4 施行

令和8年度に施行する。